下関市中心市街地活性化協議会　平成２６年度事業計画書（案）

１．中心市街地の活性化に関する法律第９条第６項に基づき、内閣総理大臣より認定を受けた「下関市中心市街地活性化基本計画」の推進に関する協議。

２．中心市街地の活性化に関する法律第１１条第２項に基づき、「下関市中心市街地活性化基本計画」の変更に関する協議並びに意見書の提出。

３．下関市の中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項に関する協議。
・中心市街地の現状と把握、課題の調査研究。
（各事業者のヒアリング、課題抽出）

４．下関市の中心市街地の活性化に資する先進地視察。

５．下関市の中心市街地の活性化に資する研修会等の開催、参加。

６．協議会の運営・活動に関するアドバイザー・専門家の派遣受け入れ。

７．まちづくり人材の育成（市民サロンの支援）。

８．唐戸部会の設置。

９．中国地域中心市街地活性化協議会交流会の引受け。